

生産情報公表豚肉の J A S 規格ガイドブック目次

第一章 生産情報公表 J A S 規格の概要

1. J A S 制度の概要 ……………1
2. 生産情報公表 J A S 規格の制定の趣旨 ……………1
3. 生産情報公表豚肉の J A S 規格の具体的な仕組み ……………2
4. 生産情報公表豚肉の J A S 規格と
生産情報公表牛肉の J A S 規格の主な相違点……………4
5. 生産情報公表 J A S 規格の今後のスケジュール……………5

第二章 登録・認定システム

1. 生産情報公表豚肉の J A S 規格 ……………13
2. 生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉についての
登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準 ……16
3. 生産情報公表豚肉についての
生産行程管理者の認定の技術的基準 ……………17
4. 生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準 ……21
5. 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法 ……………24
6. 格付の表示の様式及び表示の方法 ……………25

第三章 生産情報公表 J A S 規格に特有の飼養情報

1. 給餌飼料情報 ……………27
 - (1) 飼料原料と製品区分 ……………27
 - (2) 飼料の安全性の確保について ……………30
 - (3) 生産情報公表 J A S 豚肉において
J A S 規格上の管理者が給与した飼料情報について ……37
2. 治療履歴情報
— 要指示動物用医薬品使用時の生産現場での対応 —…………41
 - (1) 獣医師が治療を実施したときの対応 ……………41
 - (2) 生産者が要指示動物用医薬品を使用する場合の対応 ……43
 - (3) 予防衛生プログラムについて ……………46

第四章 生産段階の取組み

1. 生産段階における取組み内容 ……………51
 - (1) 生産行程管理者（組織）の認定形態 ……………51
 - (2) 流通段階を含めた連携 ……………52
2. 農場における豚の管理方法の現状 ……………53
 - (1) 豚の飼養管理（衛生管理）方法 ……………53
 - (2) 豚群等の識別と生産情報の管理方法の現状 ……………53
3. J A S 規格における豚群識別管理について ……………54

4. J A S 規格における個体識別管理について	58
(1) 管理方法について	58
(2) 管理手順	59

第五章 流通～小売段階の取組み

1. 流通～小売段階において必要な認定	61
(1) 卸売業者（流通業者）	61
(2) 精肉加工業者（パック肉加工業者）	61
(3) 小売業者（店舗内で精肉加工を行う場合）	61
(4) 小売業者（店舗内で精肉加工を行わない場合）	62
2. 生産情報公表豚肉に関する表示・伝達方法	62
(1) 部分肉加工段階	
（産地食肉センター・食肉メーカー等部分肉加工工場）	62
(2) 卸売段階（部分肉加工をしない場合）	63
(3) 精肉加工（店舗外）段階	
（チェーンストアなどの精肉加工場等）	63
(4) 精肉加工（店舗内）及び小売段階	
（食肉専門小売店、食品スーパー等）	63
<豚群識別番号の表示・伝達方法の例>	67
<参考資料> 豚肉の流通図	72

第六章 生産行程管理者の認定に向けた取組み手順

【取組み手順例】

1. 取組み手順	73
(1) 検討段階	73
(2) 準備段階	73
(3) 申請・審査・認定	73
2. 申請書類の作成	75
(1) 申請書類の構成	75
(2) 内部規程の作成方法	75
(3) 内部規程のパターン	75
(4) 内部規程の構成	76
3. 生産行程管理者の内部規程および格付規程	
【参考モデル例】	77
(1) 組織	77
(2) 生産行程管理全般	78
(3) 生産行程管理業務	78
(4) 格付規程	80
(5) 格付規程に基づく業務	81
(6) 記録の保管	81
(7) 内部規程の見直し	81

(8) その他	81
---------	----

第七章 小分け業者の認定に向けた取組み手順

【取組み手順例】

1. 取組み手順	89
(1) 検討段階	89
(2) 準備段階	89
(3) 申請・審査・認定	90
2. 小分け業者の内部規程及び格付表示規程	
【参考モデル例】	
(1) 組織	92
(2) 小分け業者業務全般	92
(3) 小分け業務	93
(4) 格付表示規程	94
(5) 格付表示規程に基づく業務	94
(6) 記録の保管	95
(7) 内部規程の見直し	95
(8) その他	95

第八章 生産情報公表豚肉の J A S 規格の Q & A

1. 生産情報公表豚肉の J A S 規格 (総論)	103
2. 生産情報公表豚肉の J A S 規格	104
(1) 第 2 条関係・生産情報	104
(2) 第 3 条関係・記録、保管及び公表	107
(3) 第 4 条関係・表示	112
3. 登録認定機関	113
(1) 登録認定機関とは	113
(2) 登録基準について	115
4. 生産行程管理者	117
(1) 生産行程管理者とは	117
(2) 生産行程管理者の技術的認定基準	120
5. 小分け業者	127
(1) 小分け業者とは	127
(2) 小分け業者の技術的認定基準	130
6. その他	131

第九章 関連法規

1. 生鮮食品品質表示基準	133
第 1 条 (適用の範囲)	133
第 2 条 (定義)	133
第 3 条 (表示事項)	133

第4条（表示の方法）	133
第5条（その他の表示事項及びその表示の方法）	134
第6条（表示禁止事項）	134
第7条（その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準）	135
別表（第2条関係）	135
附則	136
2. 獣医師法関連（抜粋）	137
(1) 獣医師法第18条（診断書の交付等）	137
(2) 獣医師法第20条（診療簿及び検案簿）	137
(3) 獣医師法施行規則第11条	137
3. 薬事法関連（抜粋）	138
(1) 薬事法49条（要指示医薬品の販売）	138
(2) 動物用医薬品等取締規則第50条（要指示医薬品）	138
(3) 薬事法第83条の4（動物用医薬品の使用の規則）	138
(4) 動物用医薬品の使用の規則に関する省令	138
第3条（使用者が遵守すべき基準）	138
(5) 動物用医薬品の使用の規則に関する省令	139
第4条（獣医師の使用の特例）	139
(6) 動物用医薬品の使用の規則に関する省令	139
第5条（帳簿の記載）	139
4. 飼料の安全性の確保及び	
品質の改善に関する法律関連（抜粋）	145
(1) 第1条（目的）	145
(2) 第2条（定義）	145
(3) 第3条（基準及び規格）	145
(4) 第4条（製造等の禁止）	145
(5) 第23条（有害な物質を含む飼料等の販売の禁止）	146
(6) 第24条（廃棄等の命令）	146
(7) 第25条（飼料製造管理者）	147
(8) 第32条（表示の基準）	147
(9) 第33条（指示等）	147
(10) 第50条（製造業者等の届出）	148
(11) 第52条（帳簿の備付け）	148
(12) 第67条（罰則）	149
(13) 飼料安全法施行令 第1条（家畜等）	149
(14) 飼料安全法施行令	
第3条（飼料製造管理者の管理に係る飼料等）	149